

○経済産業省告示第 号

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第一項第二号、第四号、第二十七条の二第一項第二号及び第四号の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を次のように改正する。

経済産業大臣 名
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「規則」という。）第二十七条第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数（規則第二十七条第一項第二号に規定する補正料金算</p>	<p>第一条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「規則」という。）第二十七条第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式</p>

定指数をいう。以下この条において同じ。）の区

分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式

とする。ただし、翌日市場における三十分単位の

各時間帯ごとの売買取引における価格が二百円以

上となる回数が、連続する七日の期間内に三十回

以上となった日の翌日から、当該価格が百円以上

となる回数が、連続する七日の期間内に零となつ

た日までの期間にあつては、規則第二十七条第一

項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は

算式により算定した額の上限を、百円とする。

補正料金算定指数が

三百円

とする。

補正料金算定指数が

二百円

三未満である場合	補正料金算定指数が 三以上八未満である 場合	四百五十円から補正 料金算定指数に五十 円を乗じた額を減じ た額
補正料金算定指数が 八以上十未満である 場合	二百五十円から補正 料金算定指数に二十 五円を乗じた額を減 じた額	補正料金算定指数が 十以上である場合
補正料金算定指数が 十以上である場合	零円	零円

三未満である場合	補正料金算定指数が 三以上八未満である 場合	二百九十三円から補 正料金算定指数に三 十一円を乗じた額を 減じた額
補正料金算定指数が 八以上十未満である 場合	二百二十五円から補 正料金算定指数に二 十二・五円を乗じた 額を減じた額	補正料金算定指数が 十以上である場合
補正料金算定指数が 十以上である場合	零円	零円

第二条 規則第二十七条第一項第三号に規定する経済産業大臣が定める額は、百円とする。

第三条 規則第二十七条第一項第四号に規定する経済産業大臣が定める額は、第一条ただし書に規定する期間にあつては百円とし、当該期間以外の期間にあつては三百円とする。

第四条 規則第二十七条第三項に規定する経済産業大臣が定める額は、零円とする。

第五条 規則第二十七条の二第一項第二号に規定す

第二条 規則第二十七条第一項第三号に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり百円とする。

第三条 規則第二十七条第一項第四号に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり二百円とする。

第四条 規則第二十七条第三項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり零円とする。

第五条 規則第二十七条の二第一項第二号に規定す

る経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数（規則第二十七条の二第一項第二号に規定する補正料金算定指数をいう。以下この条において同じ。）の区分ごと

に、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式とす

る。ただし、沖縄電力の供給区域における三十分

単位の各時間帯ごとのインバランス料金が二百円

以上となる回数が、連続する七日の期間内に三十

回以上となった日の翌日から、当該料金が百円以

上となる回数が、連続する七日の期間内に零と

なった日までの期間にあっては、規則第二十七条

る経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式とする。

の二第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額の上限を、百円とする。

<p>補正料金算定指数が八万キロワット未満である場合</p>	<p>三百円</p>
<p>補正料金算定指数が八万キロワット以上二十九万キロワット未満である場合</p>	<p>八千三百を二十一で除した値から補正料金算定指数に二百五十を乗じて二十一万で除した額を減じた値に相当す</p>

<p>補正料金算定指数が八万キロワット未満である場合</p>	<p>二百円</p>
<p>補正料金算定指数が八万キロワット以上二十九万キロワット未満である場合</p>	<p>五千四百四十を二十一で除した値から補正料金算定指数に百五十五を乗じて二十一万で除した額を減じた値に相当す</p>

	る金額
補正料金算定指数が二 十九万キロワット以上 三十二万キロワット未 満である場合	千六百を三で除した値 から補正料金算定指数 に五十を乗じて三万で 除した値を減じた値に 相当する金額
補正料金算定指数が三 十二万キロワット以上 である場合	零円

第六条 規則第二十七条の二第一項第四号に規定する経済産業大臣が定める額は、第五条ただし書に

	当する金額
補正料金算定指数が二 十九万キロワット以上 三十二万キロワット未 満である場合	四百八十から補正料金 算定指数に十五を乗じ て一万で除した値を減 じた値に相当する金額
補正料金算定指数が三 十二万キロワット以上 である場合	零円

(新設)

規定する期間にあつては百円とし、当該期間以外の期間にあつては三百円とする。

附 則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。